

島原税務署からのお知らせ 令和6年分確定申告について



会場 島原税務署
島原市弁天町1丁目7403

期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土日祝日は休みとなります。
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関でご来署ください。

受付 午前9時～午後4時

税務署の確定申告会場では、ご自身のスマートフォンにより、マイナンバーカードを使って申告書の作成を行っていただきます。

●申告会場に持参していただくもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードのパスワード2種類
①署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字以下）
②利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- 申告関係書類
- マイナポータルアプリを事前にインストールすることで手続きがスムーズになります。



iPhone



Android

●確定申告「入場整理券」が必要です

- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち登録することで、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。
（会場でも当日配布しています。）



国税庁
LINE 公式アカウント
アカウント名：国税庁
ID：@kokuzei
LINEアプリの「友だち追加」または
QRコードで簡単登録



国税庁LINE

税務署職員による出張相談

税務署職員による5日間の出張相談を行います。
下記に該当される人は期間中に相談をお願いします。

- 譲渡所得(土地・建物および株式・先物取引)のある人
- 住宅借入金等特別控除適用の1年目の人
- 肉用牛の売却による農業所得の特例を受ける申告をする人
- 消費税の申告をする人

☎税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

■受付時間：午前9時～11時／午後1時～4時

期 日	受 付 会 場
2月20日(木)	有家庁舎 2階小会議室
2月26日(水)	
2月28日(金)	西有家庁舎 3階大会議室
3月4日(火)	
3月6日(木)	

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月17日(月)～3月17日(月)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく！

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。

10、11ページの日程で、申告・相談の受付を行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

※収支内訳など、あらかじめ集計してご来場ください。

※e-Taxを利用すると、自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成や提出ができます。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

市県民税の申告が必要な人

・下記①～③に該当しない、令和7年1月1日現在で南島原市に住所がある人。

①税務署へ確定申告をした人

②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。

※国民健康保険加入世帯は保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がない場合も必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得（個人年金など）が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。



所得税の確定申告が必要な人

- ・農業や事業を営んでいる人
- ・給与の年収が2,000万円を超える人
- ・土地や建物などを売った人
- ・1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計が20万円を超える人
- ・公的年金収入がある人で、次のいずれかに該当する人
①公的年金等の収入が400万円を超える人
②公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告を行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、特例の適用はなくなります。
確定申告をする場合は、ふるさと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

申告に必要なもの

- ①税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」
※通知が届いた人のみ

②源泉徴収票原本（給与や年金収入のある人）

③収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類

④生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などがある人は、支払調書など

⑤控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の控除証明書
- ⑥寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類

⑦金融機関預金通帳（還付時の口座確認のため）

⑧申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認書類

⑨医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」
※医療費の領収書の添付または提示の必要ありません。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書は保管してください。